



パンフレット及び地域団体商標制度に関するお問合せ

特許庁・☎ **03-3581-1101** (代表)

地域団体商標・小売等役務商標推進室

内線番号 **2828**

電子メール **PA1481@jpo.go.jp**



知的財産・地域団体商標に関するご相談

知財総合支援窓口

ご相談はこちらまで！「相談無料」「秘密厳守」で応じます！
全国共通ナビダイヤル（最寄りの窓口につながります。）

0570-082100

※IP 電話など、一部からはつながりませんのでご注意ください。

地域団体商標制度について、
詳しく知りたい方は、
こちらを入力してください！

地域団体商標 **検索**

特許庁ホームページへアクセスしてください
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

知財総合支援窓口について、
詳しく知りたい方は、
こちらを入力してください！

知財ポータル **検索**

<http://chizai-portal.jp/>

（地域ブランドを「**商標権**」が守ります！）



農業協同組合

漁業協同組合

事業協同組合 等

のみなさん！

商工会

商工会議所

NPO法人

のみなさん！

地域団体商標制度

をご存じですか？

地域ブランドを商標登録することができます

商工会、 商工会議所、 NPO法人（特定非営利活動法人）

の皆様の地域団体商標 出願受付開始！！

平成 **26** 年
8 月 **1** 日
から



各地域での支援

◆各地域の特許室で実施している支援事業

<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/shien/index.html>

- 「地域ブランド」など様々なセミナーや事業を実施
- 地域の施策に関する情報をメルマガやホームページで発信
- 研究開発型の中小企業を対象にした特許料等が安くなる減免制度の申請先

【特許室一覧（括弧書きは管轄する都道府県）】

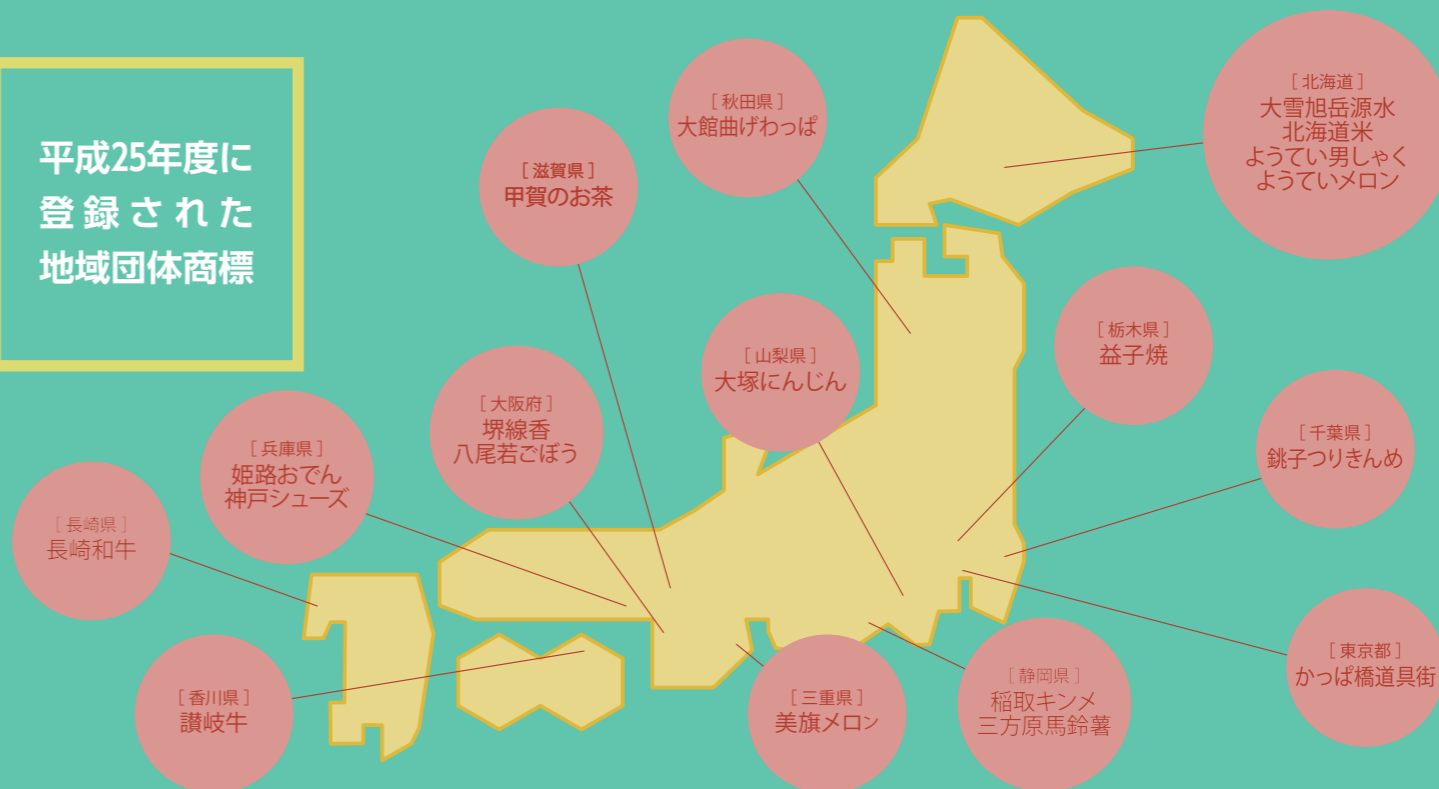
◦北海道経済産業局特許室（北海道） 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 TEL：011-709-5441
◦東北経済産業局特許室（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島） 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル7階 TEL：022-223-9730
◦関東経済産業局特許室（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡） 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0239
◦中部経済産業局特許室（愛知、岐阜、三重、富山、石川） 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-2774
◦近畿経済産業局特許室（福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山） 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6016
◦中国経済産業局特許室（鳥取、島根、岡山、広島、山口） 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL：082-224-5680
◦四国経済産業局特許室（徳島、香川、愛媛、高知） 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL：087-811-8519
◦九州経済産業局特許室（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島） 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL：092-482-5463
◦沖縄総合事務局特許室（沖縄） 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL：098-866-1730



経済産業省 特許庁

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
TEL 03-3581-1101（代表・8時30分から18時15分）
特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

平成25年度に登録された地域団体商標



地域団体商標とは！

4つのポイント

登録できるのは以下のパターンの文字のみからなる商標です

パターン1 例) ○○りんご、○○味噌

地域の名称	+	商品（サービス）の普通名称
-------	---	---------------

パターン2 例) ○○焼、○○温泉

地域の名称	+	商品（サービス）の慣用名称
-------	---	---------------

パターン3 例) ○○産みかん、本場○○織

地域の名称	+	商品（サービス）の普通名称
		or
		商品（サービス）の慣用名称
		+
		産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

※○○は、地域の名称を表示する文字。
※地域の名称には、現在の行政区画名ばかりでなく旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名なども含まれます。

1. 地域の名称と商品（サービス）の名称等からなる商標について、
2. 地域に根ざした団体が、
3. その構成員に使用させる商標であって、
4. 広く知られているとき

地域団体商標の権利者となることができる団体

- ① 事業協同組合等の特別の法律により設立された組合
例) 事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合 など
- ② 商工会
- ③ 商工会議所
- ④ NPO法人
- ⑤ 上記に相当する外国の法人

新規

地域団体商標として商標登録を受けることができます！

このような商品やサービスが登録されています！



地域団体商標制度は、平成18年4月にスタートし、制度発足以来、日本全国で560件の地域団体商標が商標登録されています。（平成26年5月現在）

商標権の三大メリット！

日本全国で商標の使用を独占できます

他人による商標の使用を排除できます

半永久的に権利を更新することができます

ブランド展開の最大の武器

さらに地域団体商標にはこんなメリットも！

構成員のモチベーションアップにつながります

模倣品を減らす効果が期待できます

PR効果イメージアップにつながります

商標権をとるには？

出願

特許庁に「地域団体商標登録願」と、必要な書類を申請すると共に、出願料金を納付します

審査

特許庁で、出願内容の審査を受けます

登録

審査に合格すると登録の通知が送られてきます

拒絶

審査に不合格の場合は登録できません

登録料納付

特許庁へ登録に必要な金額を納付します

権利発生

登録番号が設定され、商標登録証が発行されます

更新

商標権の有効期間は10年ですが、何度でも権利を更新することができます

- 出願料（商標登録出願）
 - 登録料（商標登録料：10年）
 - 更新登録申請料（10年）
 - 書面で手続きする場合には、電子化のための手数料が必要な場合があります。電子化手数料
- 3,400円+（区分数×8,600円）
区分数×37,600円
区分数×48,500円
1,200円+（書面のページ数×700円）
（平成26年5月時点）

10年後の更新手続きは絶対忘れないでね！
更新をしないと、権利がなくなります！